特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税関連事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

清水町は、固定資産税関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

清水町

公表日

令和1年6月21日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを	-取り扱う事務
①事務の名称	固定資産税関連事務
②事務の概要	固定資産税は地方税法(第三章第二節(固定資産税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が所在する市町村において課する地方税であり、税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に対して市町村長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録し、その価格に税率を乗じることにより算出、決定を行う。また、課税標準については3年毎に評価替えを実施し、実情にあわせて価格の見直しを行う。当町は上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。(1) 課税対象者情報の準備(2) 納税者の固定資産の登録・抹消情報の受領(3) 価格に関する審査の申出(4) 固定資産税の賦決定・更正等(5) 納税者への税額通知の発送(6) 賦課情報に基づく各種証明書の発行(7) 他自治体等から清水町への調査回答、清水町から他自治体等への税務調査実施(8) 固定資産税の収納管理、還付処理(9) 未納者への督促及び実態調査、滞納処分の執行等(10) 収納情報に基づく納税証明書等の発行
③システムの名称	固定資産税システム、収納、滞納システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
	報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル
3. 個人番号の利用	
`子'子' C (1) 根 WII.	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別 表第一 (16の項)
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二(27の項) 【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークを利用した情報提供は行わない)
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	税務課

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 税務課資産税係(北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地 0156-62-1152)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和]1年6月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和]1年6月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない								
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供	を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接線]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・注	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	查		
9. 従業者に対する教育・唇	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	Ⅳリスク対策	-	新様式への変更	事前	新様式への変更
令和1年6月21日	4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(27の項)	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークを利用した情報提供は行わない)	事後	
令和1年6月21日	5. ②所属長	税務課長 菅野 隆	税務課長		